

袋井市たばこに関する市民意識調査

問1 あなたの性別、年齢層をお答えください。

- 性別 1. 男性 2. 女性 3. その他
年齢層 1. 10歳代 2. 20歳代 3. 30歳代 4. 40歳代
5. 50歳代 6. 60歳代 7. 70歳代以上

※1 対象となる喫煙用たばこ
①紙巻き、②葉巻、③パイプ、④刻み、
⑤加熱式（グロ、アイス、フルムテック等）

問2-1 あなたは、たばこ（※1）を吸われますか。

1. 毎日たばこを吸っている（⇒ [補足問2-1-A] へ）
2. 毎日ではないがたばこを吸っている（⇒ [補足問2-1-A] へ）
3. たばこを吸ったことはない（⇒次頁の『問2-2』へ）
4. 以前吸っていたが、今は吸っていない（⇒次頁の [補足問2-1-C] へ）



[補足問2-1-A] ※問2-1で1、2を選択された方だけにお聞きします。
たばこを吸い始めた主なきっかけを一つ教えてください。

1. 興味本位から
2. 友人や先輩等知り合いから勧められたから
3. 親等の親族から勧められたから
4. 周囲が吸っていたのでなんとなく
5. ストレス解消をしたいから
6. たばこを吸うことに憧れがあったから
7. その他（ ）

[補足問2-1-B] ※問2-1で1、2を選択された方だけにお聞きします。
禁煙したいと思いますか。『できれば禁煙したい』又は『禁煙したい』場合は禁煙できない主な理由を一つ教えてください。

1. 禁煙したいとは思わない
 2. できれば禁煙したい
 3. 禁煙したい
- （『2』、『3』を選択された方へ）
禁煙したいができない一番主な理由は何ですか？
- A. 吸わないとストレスがたまるから
 - I. 習慣だから
 - U. 周囲とのコミュニケーションの一つだから
 - E. 禁煙するきっかけがないから
 - O. どうすれば禁煙できるかわからないから
 - K. 禁煙できなくても困ることはないから
 - キ. その他（ ）

[補足問2-1-C] ※問2-1で4を選択された方だけにお聞きします。
たばこをやめた主な理由は何ですか。(複数選択可・3つ以内)

1. 病気をしたため
2. 家族や身近な人の健康を守るため
3. たばこ代等のお金の節約のため
4. 喫煙できる環境が少なくなったため
5. かかりつけ医師等、専門家からやめるよう言われたため
6. 特に病気はしていないが、自分の健康が気になったため
7. 家族や身近な人からたばこをやめるよう言われたため
8. 妊娠をしたため
9. その他()

問2-2 あなたと同居している方の中に、たばこを吸われる方はいますか。

1. 同居している方がいない(単身世帯である)(⇒次頁『問3』へ)
2. 吸っている方がいない(⇒あなたが吸っている方は『問2-3』へ、
どなたも吸っていない方は次頁『問3』へ)
3. 吸っている方がいる(⇒[補足問2-2]へ)

[補足問2-2] ※問2-2で3を選択された方だけにお聞きします。
同居している方がたばこを吸われることについて、あなたはどのように思われますか。
吸わないでほしい場合は理由も教えてください。

1. 本人が決めることなので、どちらでもよい
2. 吸っていてほしい
3. 吸わないでほしい
↳(『3』を選択された方へ)吸わないでほしい理由は何ですか?(複数回答可)
 - ア. 本人の健康が心配であるため
 - イ. 家族や身近な人の健康が心配であるため
 - ウ. たばこ代等経済的な負担が大きいため

問2-3 【同居している方の中に、(あなたを含めて)たばこを吸われる方がいる方にお聞きします。】
同居の方と一緒にいる空間(部屋や車中等)でたばこを吸いますか。

1. 吸う
2. 吸わない
3. 以前吸っていたが、今は吸っていない

問2-4 【同居している方の中に、(あなたを含めて)たばこを吸われる方がいる方にお聞きします。】
ご家庭内でたばこを吸うことに関してのルールがありますか。

1. ルールはない(⇒問3へ)
2. ルールがある(⇒補足問2-4へ)

[補足問2-4] ※問2-4で2を選択された方だけにお聞きします。
どのようなルールがあるのか教えてください。(複数回答可)

- | | |
|---------------------------|--------------|
| 1. 18歳以下の子どもや妊婦がいる前では吸わない | 2. 家の中では吸わない |
| 3. 換気扇の下で吸う | 4. ベランダで吸う |
| 5. その他 (|) |

問3 過去1年の間であなたが喫煙者のマナーで気になる場面はありましたか。
(複数回答可)

- | | |
|---|---|
| 1. 喫煙場所ではないところでたばこを吸っている | |
| 2. 18歳以下の子どもや妊婦と一緒にいる空間(部屋や車中等)でたばこを吸っている | |
| 3. 歩きながらたばこを吸っている | |
| 4. 喫煙後のたばこをポイ捨てしている | |
| 5. 複数の方がいる場所で、たばこを吸っている | |
| 6. その他 (|) |
| 7. 気になったことはない | |

問4 『たばこの健康被害』について、あなた自身が知っている項目を教えてください。(複数回答可)

[出典：厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイトe-ヘルスネット]

- | |
|--|
| 1. 肺がんだけでなく、多数のがんのリスクを高める |
| 2. 脳卒中や虚血性心疾患の要因になる |
| 3. 糖尿病の要因になる |
| 4. 歯周病や口内炎の要因になる |
| 5. 傷の治りを遅くする |
| 6. 骨粗しょう症や骨折の増加にもつながる |
| 7. 免疫力を低下させる |
| 8. 妊婦の喫煙や受動喫煙は早産、低体重児、死産、乳児死亡の要因になる |
| 9. 喫煙者本人だけでなく、たばこの煙を吸った周囲の人の肺がんや虚血性心疾患、脳卒中の危険も高くなる |
| 10. たばこが消された後も部屋や喫煙者の呼気等に化学物質は残留し、有害物質を発する |

問5-1 『受動喫煙』とは、他の人が吸うたばこの煙を自分の意思とは関係なく吸い込んでしまうことを言います。(依頼文裏面 参考2参照)

あなたは『受動喫煙』の意味を知っていましたか。

- | | |
|----------|-----------------|
| 1. 知っていた | 2. 今回の調査で初めて知った |
|----------|-----------------|

問5-2 過去1年の間で、あなたは『受動喫煙』を受けた経験がありますか。

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| 1. 受動喫煙の経験がない | 2. 受動喫煙の経験がある
(⇒ [補足問5-2]へ) |
|---------------|--------------------------------|



[補足問5-2] ※問5-2で2を選択された方だけにお聞きします。
受動喫煙を経験した場所はどこでしたか。(複数回答可)

- | | | | |
|---------------|------------|--------|-------|
| 1. 自宅 | 2. 職場 | 3. 飲食店 | 4. 路上 |
| 5. 駅、公園等の公共の場 | 6. その他 () | | |

問5-3 喫煙者の吐く息や髪・服等に付着したたばこの臭いでも『受動喫煙』が起ることを知っていますか。

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

問5-4 『受動喫煙』が子どもの病気(ぜんそくや中耳炎)や学習への影響(知能低下や情緒不安定など)を与える可能性があることを知っていますか。

- | | |
|----------|---------|
| 1. 知っている | 2. 知らない |
|----------|---------|

問6 袋井市において、市民(特に18歳以下の子ども)をたばこの健康被害等から守るためにはどのような対策が必要だと思えますか。(複数回答可)

- | |
|---|
| 1. 家庭において、18歳以下の子どもや妊婦と一緒にいる空間(部屋や車中等)では、たばこを吸わない |
| 2. 学校や職場等でのたばこの健康被害に関する学習の機会を増やす |
| 3. 地域において、18歳以下の子どもや妊婦がいるところではたばこを吸わない |
| 4. 公共施設や複数人が利用するような施設での禁煙を徹底する |
| 5. 歩きたばこやポイ捨て禁止等、喫煙マナーを向上させる |
| 6. その他 () |
| 7. 特に対策は必要でない |
| 8. わからない |

問7 現在、禁煙については条件を満たせば専門治療を受けることができます。市内には、健康保険を使った『禁煙治療』を実施している医療機関が8か所あります。あなたは、『禁煙治療』について知っていますか？

- | |
|--|
| 1. 『禁煙治療』を実施している医療機関があることやどのような治療をするのかを知っている |
| 2. 『禁煙治療』という言葉は知っているが、詳しいことは知らない |
| 3. 健康保険を使った『禁煙治療』ができることを今回の調査で初めて知った |

問8 その他、たばこ対策や受動喫煙防止等についてご意見等あればご記入ください。

--

ご協力ありがとうございました。

3月6日(金)までに、返信用封筒に入れてご投函ください。

